

兵庫県

中小企業融資制度の

中小企業者(法人及び個人企業)がご利用できます **ごあんない**

ご利用・お申込みはお近くの取扱金融機関まで

(取扱金融機関については裏面をご覧ください)

ご利用目的別ガイド



新分野進出など事業の発展に取り組むとき

事業応援貸付



設備の新設・更新に取り組むとき

設備投資促進貸付



新たに事業を始めるとき・開業後5年未満のとき

新規開業貸付



売上の減少など
経営状況が厳しいとき
経営を改善したいとき

経営円滑化貸付・経営力強化貸付



一般的な運転資金を
必要とするとき

長期資金・短期資金



小規模事業者の方が
資金を必要とするとき

特別小規模貸付



速やかな資金調達を
必要とするとき

経営活性化資金



神戸市内に主たる事業所が
ある方が資金を必要とするとき

神戸市独自資金



神戸市が保証料を一部負担します!!

融資を受けるための手続き



ご存知
ですか?

“経営者も”保証人にならなくていいんです



経営者保証とは、中小企業が融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人になることです。

融資の返済ができなくなった場合、経営者個人が会社に代わって返済することを求められます。

兵庫県中小企業融資制度では、原則すべての資金で、経営者保証をつけないことを選択できます。

(詳細は裏面をご覧ください)

信用保証料について

- 原則として、兵庫県信用保証協会の信用保証が必要です。
- 信用保証料は、原則として、ご利用になる保証により、④責任共有保証料率または⑤責任共有外保証料率が適用され、申込者の経営状況に応じて下表9区分のいずれかの保証料率が適用されます。
- **点線内の貸付の場合、保証料軽減措置(④責任共有保証料率から2割軽減)を受けることができます。(特例保証を利用する場合を除く)**
- その他、資金により別に定める保証料率が適用されるものがあります。下表に主な場合に適用される保証料率を記載していますのでご参照ください。
- なお、国などの保証料補助が適用される場合、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外となりますのでご注意ください。

中小企業融資制度保証料率表(主な場合)

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
④責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
⑤責任共有外保証料率	2.02%	1.84%	1.66%	1.47%	1.24%	1.01%	0.83%	0.64%	0.46%

主な内容を記載しています。
詳細は県ホームページを
ご確認ください。▶▶▶▶▶



資金名	資金用途	融資条件				申込みのできる方	
		限度額	利率(年)	保証料率(主な場合)	融資(据置)期間		
事業展開融資	事業応援貸付	設備 運 転	1億円	1.75%	0.36% } 1.52% (Aから2割軽減後)	10年(2年)	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野・海外進出などにより、概ね2年以内に売上増加が見込まれる方
	SDGs支援貸付		①設備 運 転 ②設備	2.8億円		1.35%	15年(2年)
	脱炭素・環境保全貸付	①脱炭素経営に積極的に取り組む方(以下のいずれか) 〔「省エネ最適化診断」「省エネ診断」を受診した方、「エコアクション21」取得者、「再エネ100宣言 RE Action」参画事業者、「ひょうご脱炭素経営スクール」修了者、「ひょうご版再エネ100」登録事業者〕 ①の場合、一般的な設備・運転資金(脱炭素経営の趣旨に反するものを除く)に利用可能です					
	空き家・商店街空き店舗活用貸付	②環境保全に資する設備の新設・更新等をする方(以下のいずれか) (太陽光発電等再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の設置、公害防止設備等の設置・移転等、県条例に基づく工場緑化行為、燃料電池自動車・水素エンジン車・電気自動車の購入、NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え) ②の場合、上記の設備の新設・更新等に要する設備資金に利用可能です					
	事業承継支援貸付	☆脱炭素経営・温暖化対策・公害防止設備・工場緑化関連は環境政策課(TEL.078-362-3284)へ、次世代自動車購入・排出基準を満たさない自動車の買い替え関連は水大気課(TEL.078-362-3287)へお問い合わせください					
	設備投資促進貸付	設備及びこれに伴う運 転	3億円 ^{*1,2}	1.55%		10年(2年) ^{*1,2}	・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方
新規開業貸付	設備運 転	3,500万円	1.45%	一律0.50% 一律0.70%	10年(1年)	・新規に個人で事業を開始する、又は開始後5年未満の方 ・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方(創業関連保証[100%保証]対応)	
	経営者保証免除貸付					・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方で、経営者保証不要の融資を希望される方(スタートアップ創出促進保証制度[100%保証]対応)	

経営安定融資	経営円滑化貸付	運 転 換	1億円	1.65%	④0.45% } 1.90% (SN保証を利用する場合0.80%)	10年(2年)	・最近3か月間の売上が前年同期に比べて5%以上減少している方
	米国関税措置対策			1.45%			・セーフティネット保証5号 [*] の認定を取得した方 など [*] 5号のすべての認定要件(売上高・売上高(創業者)・原油高・利益率)が対象です
	災害対応貸付	設備運 転	2.8億円	0.90%			・災害により事業所等に被害を受け、り災証明書等を取得した方 ・災害に係るセーフティネット保証4号の認定を取得した方
	経営力強化貸付	設備運 転 換	企業2.8億円 組合4.8億円	1.65%	0.45% } 1.75% [*] (SN保証を利用する場合0.80%)	設備7年(1年) 運 転5年(1年) 借換10年(1年)	・金融機関などの支援により事業計画を策定し経営力の強化を図る方(経営力強化保証制度対応) [*] ④責任共有保証料率から原則、1区分低い利率を適用
	企業再生貸付(経営改善・再生支援強化型)		2.8億円	1.35%	一律0.40% [*]	15年(3年)	・経営サポート会議や中小企業活性化協議会などの支援により事業再生を行う方(経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応) [*] 国の保証料補助後の実質適用利率

☆令和8年度から、借換等貸付を長期資金(右頁参照)に統合し、長期資金においても、広く信用保証付き融資からの借り換えが可能となりました。

融資対象者

● 原則として、県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等(NPO法人も対象)が利用できます。

中小企業者	中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
	個人企業 NPO法人	製造業・旅行業・その他 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下	—
	会社	小売業 50人以下	製造業・旅行業・その他 3億円以下 卸売業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下

資本金の額等又は従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。
個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。なお、政令で特例として定める業種は右表の基準によります。

業種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

その他

- 次の場合は、兵庫県中小企業融資制度をご利用できません。
 - ・ 信用保証協会の保証付き融資又は金融機関からの融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
 - ・ 暴力団等反社会的勢力と認められる場合 など
- 審査により融資を受けられない場合があります。
- 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。なお、法人代表者の連帯保証についても不要とできる場合があります(裏面参照)。
- その他、担保及び保証人は、信用保証協会又は金融機関の定めるところによります。
- 利率や融資要件は年度途中で変更する場合があります。

資金名	資金用途	融資条件				申込みのできる方 (主な内容を記載しているため、これ以外の要件がある場合もあります。)	
		限度額	利率(年)	保証料率 (主な場合)	融資(据置)期間		
長期資金	運 転 換	1億円	2.15%	① 0.45% } 1.90%	10年 (2年)	・ 長期の一般的な運転資金を必要としている方	
モニタリング強化型特別貸付 NEW	設 備 運 換	企業2.8億円 組合4.8億円	1.85%	0.23% } 0.95% ※1	設備10年 (3年) 運 転・借 換 10年(1年)	・ 税理士などの認定経営革新等支援機関 ^{※2} と連携し、月次で財務状況等を把握し、経営状況等の報告を行う方 (モニタリング強化型特別保証制度対応) ※1 ①責任共有保証料率から国が2分の1を補助 ※2 認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であることが必要	
協調支援型特別貸付						0.30% } 1.27% } 0.34% } 1.43% ※2	① 申込額の1割以上のプロパー融資 ^{※3} を同時に借り受ける方 ② 金融機関によるモニタリングを受ける方 (協調支援型特別保証制度対応) ※1 上記①の場合、①責任共有保証料率から国が3分の1を補助 ※2 上記②の場合、①責任共有保証料率から国が4分の1を補助 ※3 信用保証協会の保証を付けない融資のこと
経営者保証非提供促進貸付						8,000万円 (SN保証別途 8,000万円)	0.65% } 2.30% ※
特別小規模貸付	設 備 運 換	2,000万円	1.85%	② 0.46% } 2.02%	7年 (6か月)	・ 小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証[100%保証]対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。	
短期資金	運 転	3,000万円	1.70%	① 0.45% } 1.90%	1年	・ 短期の一般的な運転資金を必要としている方	
経営活性化資金	設 備 運 換	5,000万円 運転資金のみは 3,000万円	金融機関所定	① 0.45% } 1.90%	7年(1年) 運転資金のみは 5年(6か月)	・ 取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査で資金を調達したい方	

神戸市独自資金	こうべ躍進	設 備 運 換	500万円	1.75%	① 0.45%~1.90%から 神戸市が4分の3を負担	7年 (1年) (設備のみは 1年6か月)	常時雇用する従業員が20人以下の方 (商業・サービス業・宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)は5人以下)	・ 新たな事業展開等により売上又は利益の増加が見込まれる方
	こうべ創業支援貸付			1.85%	神戸市が保証料全額を負担			・ 事業を開始して5年未満の方 (創業関連保証[100%保証]対応)
	こうべおうえん			② 0.46%~2.02%から 神戸市が2分の1を負担	・ 小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証[100%保証]対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。			
	こうべ小規模			2.05%	① 0.45%~1.90%から 神戸市が2分の1を負担			・ 小規模事業者でこうべおうえんの限度額を超える資金が必要な方
	こうべ季節貸付			運 転	企業4,000万円 組合6,000万円			別途定める (1.45%予定)

☆神戸市内に主たる事業所があり、当該事業に係る市民税を滞納していない方のみ利用できます。

申込みにあたっては神戸市の納税証明書等が必要となります。詳細は神戸市HP又は経済政策課(TEL.078-360-3206)にてご確認ください。

申 込 先

下記の取扱金融機関の主に兵庫県内の店舗でお申込みを受け付けています。ただし、店舗によっては取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。

取扱金融機関

■銀行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、広島、南都、関西みらい、みなと、徳島大正、トマト、三井住友信託

■信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都、大阪厚生

■信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

■商工組合中央金庫(商工中金)

神戸、姫路、尼崎の各支店

■農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

経営者保証をつけずに融資を受けたいとき

兵庫県中小企業融資制度では、原則すべての資金で、以下の制度が利用できます。

(1)保証料の上乗せなし(経営者保証ガイドラインに基づく取扱い)
一定の要件※1を満たす場合、保証料の上乗せなしに、経営者保証を不要とすることができます。

※1 つぎの①または②を満たし、かつ③を満たす など
①経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある
②保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する
③直近決算が債務超過でない、かつ直近2期連続赤字でない

(2)保証料の上乗せあり(事業者選択型経営者保証非提供制度)
(1)の要件に該当しない場合でも、一定の要件※2の下、保証料を上乗せ※3することにより、経営者保証をつけないことを選択できます。

※2 決算書等の提出、法人から代表者への貸付等がない、財務要件(①直近決算が債務超過でない、または②直近2期連続赤字でない)を満たすなど
※3 上記財務要件①②いずれも満たす場合は0.25%の上乗せ、いずれかを満たす場合は0.45%の上乗せ

制度利用のご希望は、取扱金融機関または
兵庫県信用保証協会にお伝えください。

制度の詳細はこちら▶▶▶



ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

- 中小企業の持つ技術力、成長性等について(公財)ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
- 技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割り引かれる場合があります。

【連絡先】

(公財)ひょうご産業活性化センター成長支援課
(078)977-9077

お問い合わせ先

●兵庫県中小企業融資制度利用のご相談・お申込み
直接、お近くの取扱金融機関にお問い合わせください。
(県への事前相談は原則、必要ありません)

●兵庫県中小企業融資制度に関するご質問
兵庫県産業労働部(地域経済課)
(078)362-3321
(各県民局・県民センターの商工担当課でも受け付けています)

●神戸市独自資金について
神戸市経済観光局経済政策課(中小企業金融担当)
(078)360-3206
(神戸市産業振興センター内)

●セーフティネット保証の認定について
各市役所・町役場の商工担当部署へお問い合わせください。

●信用保証制度・保証料について
兵庫県信用保証協会
神戸事務所 (078)393-3909
阪神事務所 (06)6411-4133
姫路事務所 (079)289-3611
但馬支所 (0796)22-5171
淡路支所 (0799)22-4493
西脇支所 (0795)22-6775
加古川支所 (079)424-1105

●脱炭素・環境保全貸付について
脱炭素経営・温暖化対策・公害防止設備・工場緑化関連
兵庫県環境部(環境政策課) (078)362-3284
次世代自動車購入・排出基準を満たさない自動車の買い替え関連
兵庫県環境部(水大気課) (078)362-3287

兵庫県産業労働部(地域経済課)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



07産P2-086A3